

社会福祉法人 恵順会 役員名簿

| 役 員 名 | 氏 名 |
|-------------|-----------|
| 理 事 長 | 高 淵 壽 男 |
| 業 務 執 行 理 事 | 間 山 拓 一 |
| 理 事 | 守 田 日 出 夫 |
| 理 事 | 小 田 良 広 |
| 理 事 | 工 藤 文 雄 |
| 理 事 | 和 田 邦 夫 |
| 監 事 | 赤 石 和 子 |
| 監 事 | 川 村 文 子 |
| 評 議 員 | 西 山 精 一 |
| 評 議 員 | 名 久 井 明 |
| 評 議 員 | 新 田 教 文 |
| 評 議 員 | 三 浦 直 也 |
| 評 議 員 | 田 守 俊 也 |
| 評 議 員 | 大 澤 里 志 |
| 評 議 員 | 木 村 亮 子 |

社会福祉法人 恵順会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

幼保連携型認定こども園の経営

一時預かり事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人恵順会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を青森県八戸市大字河原木字日計上40番地38に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 20 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第一三条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員 の 解任）

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員 の 報酬等）

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第二三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第二七条 理事会に議長を置き、議長は理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会に出席した理事の互選で定める。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

青森県八戸市大字河原木字日計上40番地38所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
幼保連携型認定こども園日計保育園
園舎 一棟(422.01平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、八戸市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八戸市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 解散

（解散）

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

（定款の変更）

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、八戸市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を八戸市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人恵順会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 坂 本 美 洋

理 事 太 田 正 孝

〃 中 村 洋 子

〃 下 内 恵美子

〃 小 原 利

// 窪田 正一郎

監事 舘 ヨ イ

// 小田 栄治

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第五条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵順会(以下「当法人」という。)の役員及び評議員の報酬等に関し必要事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法人法(昭和26年法律第45号)第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (3) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の取扱い)

第3条 役員等には定款第8条と第22条に定めるとおり、報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、社会福祉法人恵順会役員等の費用弁償に関する細則に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第5条 社会福祉法人第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規定を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

社会福祉法人恵順会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵順会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (4) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び評議員選任・解任委員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

2 理事長に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。ただし、理事長が、別表第1に掲げる会議等へ出席する場合であっても、前項の報酬等はこれを支払わないものとする。

(支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、毎月1日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、繰上げ支給)とする。

2 役員等に対する報酬等は、理事会、評議員会等の会議への出席の都度、支給する。ただし、別表第1に掲げる会議等を同日に行ったときは、これを支給しない。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除が必要な額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、社会福祉法人恵順会役員等の費用弁償に関する規程に基づき、所定の額を支給する。ただし、本規程に基づき、報酬等を支給する場合を除く。

(公表)

第7条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から実施する。

別表第1(第4条関係)

| 区 分 | 報酬等の額 |
|---------|----------|
| 理事会への出席 | 日額3,000円 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査会への出席 | |
| 評議員会への出席 | |
| 評議員選任・解任委員会への出席 | |

別表第2(第4条関係)

| 役職名 | 報酬等の額 |
|-----|----------|
| 理事長 | 日額5,000円 |

幼保連携型認定こども園 日計保育園 園則（運営規程）

（施設の名称等）

第1条 社会福祉法人恵順会が設置するこの認定こども園（以下「当園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 日計保育園
- (2) 所在地 青森県八戸市大字河原木字日計上40番地38

（目的）

第2条 当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（利用定員）

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 10人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 40人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 20人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

（運営方針）

第4条 当園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 園児は、健康、安全で幸福な生活を送るために、基本的な習慣を養い、調和的身体の発達も図る。
- (2) 園児の生活環境の如何にかかわらず、教育・保育上差別してはならない。
- (3) 園児一人一人の発達・個性に即し、主体性を育てる教育・保育計画を実施する。

(4) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

(5) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）のほか、関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

（教育・保育等の内容）

第5条 当園は、次に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

(1) 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(2) 子どもたちが心身ともにのびやかである様、明るさと風通しと解放感を得られる戸外遊びを中心とした教育・保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) 教育・保育に係る行事等の実施

（子育て支援）

第6条 当園は、園児の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育・保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラスだより、個人面談、園だよりなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、子育て相談事業、一時預かり事業を実施する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 職員の職種、員数及び職務内容は別表1のとおりとする。

（教育・保育等の提供を行う日）

第8条 教育・保育等の提供を行う日は、次の休園日を除く日とする。

(1) 1号認定子ども

① 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）

② 夏季休園 7月22日から8月22日まで

③ 冬季休園 12月22日から1月16日まで

*ただし②、③に関しては、教育時間数が年39週を下まわらないように配慮する。

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 当園の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし、1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

（教育・保育等の提供を行う時間）

第9条 教育・保育等の提供を行う時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間 9時から14時までとする。ただし、7時から19時までの範囲内で一時預かりを実施する。

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間 7時から18時までの間で保護者が保育を必要とする時間。ただし、19時までの範囲内で必要に応じ時間外保育を実施する。

(3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間 8時30分から16時30分までの間で保護者が保育を必要とする時間。ただし、7時から19時までの範囲内で必要に応じ時間外保育を実施する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第10条 園長は、支給認定保護者から市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 園長は、市町村から教育・保育給付費を法定代理受領する。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から教育・保育費用の支払を受けるものとする。

3 園長は、前2項の支払を受けるほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用として、別表2に掲げる費用の支払を受けるものとする。

4 園長は、一時預かり及び時間外保育を利用する児童の保護者から、別表3及び別表4に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（入園）

第 11 条 当園への入園を希望する 1 号認定子どもに該当する児童の保護者は、入園申込書を園長に提出するものとする。

2 園長は、前項の入園申込書が提出されたときは、原則として空きが出たら兄弟児を優先的に入所選考対象とし、その後は先着順により毎月選考を行うものとする。

3 園長は、前項の選考の結果、内定した児童については、内定通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。

4 園長は、第 2 項の選考の結果、内定できない児童については、内定不承諾通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。

5 当園への入園を希望する保護者から、市町村が定める支給認定に係る申請書又は保育利用に係る申込書等が当園に提出されたときは、当園は速やかに当該書類を市町村に提出するものとする。

6 園長は、市町村による利用のあっせんがあった場合には、これに応じるものとする。

(退園)

第 12 条 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の 20 日までに園長へ退園届を提出するものとする。

2 園長は、次のいずれかに該当する場合には、園児を退園させることができる。

(1)保護者から退園届が提出されたとき。

(2)保護者が法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき

(3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

3 園長は、前項の規定により退園を決定したときは、退園通知書により当該児童の保護者へ通知するものとする。

4 園長は、前項の規定により当該保護者に退園に係る通知をしたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(転園)

第 13 条 保護者の転居その他の事由により、他の教育・保育施設等への転園を希望する保護者は、転園希望月の 1 月前までに園長へ転園届を提出するものとする。

2 園長は、前項の転園届が提出されたときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(休園)

第 14 条 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望する保護者は、速やかに園長に休園を申し出るものとする。

2 園長は、園児が多数伝染病に罹患するか、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで、園児の登園を禁じ休園とすることができる。

3 園長は、前項の規定により休園を決定したときは、速やかにその旨を市町村に通知するものとする。

(卒園)

第 15 条 当園は、園児の小学校就学の前年度末をもって、教育・保育の提供を終了するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 16 条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者及び八戸市等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(保健)

第 17 条 登園は、保健衛生管理を次のように実施する。

(1) 保育教諭は、園児の生育歴、既往症、家族の健康状態の調査を行う。

(2) 園児の身長、体重の測定(隔月)

(3) 嘱託医による検診（内科検診・・・年2回、歯科検診・・・年2回）

(4) 伝染病その他の予防接種の実施

(5) 職員の健康診断（年1回）

(6) 園舎内外の消毒、清掃

第18条 嘱託医は、園児の健康診断の結果を園長に報告するとともに、その対策について助言、指導しなければならない。

2 職員の健康診断は、嘱託医若しくは他の医療機関で行い、園長はその結果を本人に伝えなければならない。

第19条 職員は、施設、遊具、火気等に注意し、その安全を確認し、事故を未然に防止することに努めるとともに、交通安全の指導並びに避難訓練等を計画し、実施しなければならない。

（非常災害対策）

第20条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上の避難訓練及び消火訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第21条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の措置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（庶務）

第22条 公印の取り扱いは、別に定める公印取扱規程による。

第23条 当園の事務は、すべて園長の決裁を受けなければならない。

第24条 分掌事務並びにその職務分担については、就業規則第4条別表1に定めるところによる。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 この園則を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この園則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この園則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この園則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この園則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 職員の職種、員数及び職務内容

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
|--------|----|----|-----|--|
| 園長 | 1 | 1 | 0 | 所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。 |
| 主幹保育教諭 | 1 | 1 | 0 | 園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどる。 |
| 指導保育教諭 | 1 | 1 | 0 | 園長及び副園長の命を受けて職員の指導及び援助をつかさどる。 |
| 保育教諭 | 10 | 9 | 1 | 園児の教育・保育をつかさどる。 |
| 栄養教諭 | 1 | 1 | 0 | 園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。 |
| 調理員 | 2 | 2 | 0 | 給食・おやつの調理及び調理室の衛生管理を務める。 |
| 事務職員 | 0 | 0 | 0 | 経理及び庶務等の事務全般を行う。 |
| 看護師 | 1 | 1 | 0 | 乳幼児の健康管理、保健指導等を行う。 |
| 学校医 | 1 | 0 | 1 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。 |
| 学校歯科医 | 1 | 0 | 1 | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。 |
| 学校薬剤師 | 1 | 0 | 1 | 学校保健安全第6条による幼稚園教室環境衛生一般検査（空気・光・水・ダニ検査等）を行い、診断結果に応じて指導および助言する。 |

※年度によって職員は変動する。

別表2 実費に係る利用者負担額

1号認定子ども及び2号認定子どもに係る費用

| 項目 | 内容（負担を求める理由・目的） | | 金額 |
|-----|-----------------|----------------|------------|
| 給食費 | 主食 | 現物持参 | |
| | 副食費 | 主食費を除く給食費材料として | 月額 5,500 円 |

別表3 一時預かりに係る費用

在園児（1号認定こども）

| | |
|---------|-----------|
| 17：30まで | 1時間 90円 |
| 17：30以降 | 30分 300円増 |

※土曜日及び長期休園期間も同じ

別表4 時間外保育に係る費用

（保育短時間認定の場合）

| | |
|---------|------------|
| 17：30以降 | 30分ごと 300円 |
|---------|------------|

（保育標準時間認定の場合）

| | |
|---------|------------|
| 18：30以降 | 30分ごと 300円 |
|---------|------------|